

## 設備点検

## あなたの疑問にお答えします

NBS119

3

消防用設備に係わる様々なご質問にお答えします

3

Q

ビルのオーナーですが、設備点検の結果、屋内消火栓の項目に×が入り、**交換を要する**とありました。内容は消火栓箱の腐食でした。この内容で消火栓箱全体を交換する必要があるのでしょうか？

A

点検時の映像を拝見致しました。確かに横底部が腐食していましたが、この腐食によりどのような弊害が出るのかが問題です。●腐食により蓋の開閉が不可能である。●腐食によりホースの延長が出来ない。●腐食によりバルブ操作が不可能。などの弊害が出るのであれば明らかに不適合事項となります。もしそれらに支障が出ないのであれば、交換を要する不適合事項にはなりません。ですが点検を実施し、消火栓箱に錆、腐食があれば点検項目に明記することは業務として当然なのですが、**備考として”消火栓の機能には支障はありませんが、交換をお勧めいたします”**という文言は付け加えるべきで、必ず改修が必要と言う表現も言葉足らずのような気が致します。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<https://www.nbs119.co.jp/>

弊社Top Pageへ

